

地域雇用・生活防衛のための総合対策を群馬県へ要請!

12月14日、大澤知事に地域雇用・生活防衛のための総合対策に関する要請書を提出しました。



要請内容を説明する
小川副事務局長

はじめに大橋会長から、「雇用悪化に伴う失業者支援として、多くの施策を検討し実行していただいているが、年末を迎えセーフティネットを強化するなど、失業者や離職者の支援をお願いしたい。

連合群馬も勤労者支援として、労働相談やライフサポート相談などを行っている。」と挨拶しました。

大澤知事からは、「県民目線での政策と受け止め、経済・雇用とも厳しい環境にある中で、国や市町村と連携し取り組んでいきたい」と見解が示されました。

意見交換では、県内の企業情勢や行政の取り組み状況の報告、要請実現に向け支援と協力を行っていくことを確認しました。



要請書を手渡す
大橋会長(左)と大澤知事

< 提言6項目 >

- ① 年末に向けた就労・生活支援制度の周知徹底
- ② 雇用情勢の実態把握
- ③ 各種相談窓口の連携
- ④ 雇用創出事業の積極的な活用
- ⑤ 新卒者の就職支援
- ⑥ 離職者向け住宅の確保

群馬労働局との実務者意見交換を開催

12月16日、労働局にて開催し副事務局長の4名が出席しました。

はじめに、労働局から「雇用情勢は依然厳しいが、介護就職面接会やワンストップサービスなど様々な施策を打ち出している。双方が本音の論議の中で情報共有をはかり、各々の取り組みに活かしていきたい」との挨拶の後、群馬県内の労働行政について説明がされました。

意見交換では連合群馬から、①労働相談や紛争の未然防止、②障がい者雇用の確保、③高齢者の雇用確保の取り組みなどについてのこれまで以上に積極的な取り組み要請や、年末にかけての失業者への対応について提起を行いました。



意見交換の様子 (奥：連合群馬、手前：労働局)

法改正を控え労使で学習会を開催

12月19日、勤労福祉センターにおいて、労働組合役員や組合員、会社側労務担当者など全体で172名が参加し開催しました。

学習会は、今年4月に施行される労働基準法や育児・介護休業法などを踏まえ、群馬労働局から講師を招き、①改正労働基準法の時間休暇と時間外割増について、②メンタルヘルス対策に関わる窓口の有効活用について、③改正育児・介護休業法のポイントについて学びました。

参加者からは時間外割増の起算日の考え方やメンタルヘルス相談の有効活用などの質問が出されました。



参加者から活発な質問が出されました



講師の説明に聞き入る参加者の皆さん

= 群馬労働局・講師の皆さん =



監督課
福永課長



安全衛生課
原嶋課長



雇用均等室
小山内室長